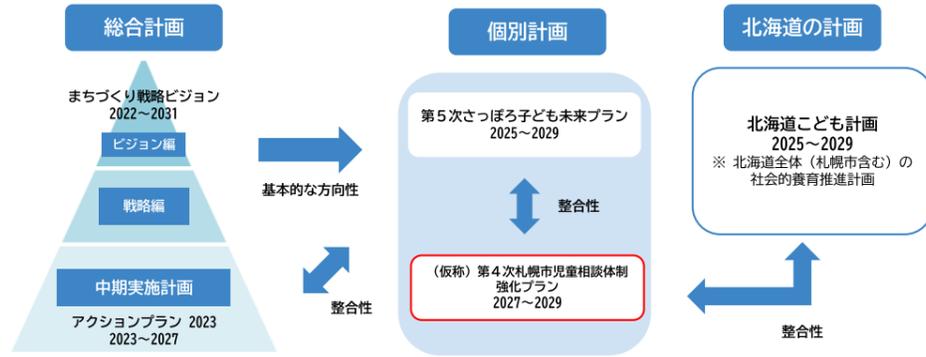


# 次期札幌市児童相談体制強化プランの検討

2026年3月30日 子) 児童相談所

## 1 次期札幌市児童相談体制強化プランの位置付け・計画期間

### (1) 位置付け (主な関連計画との関係性)



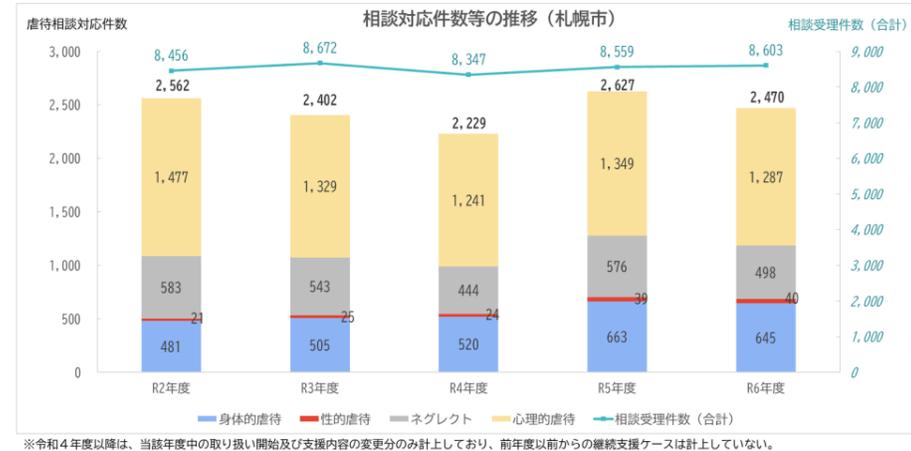
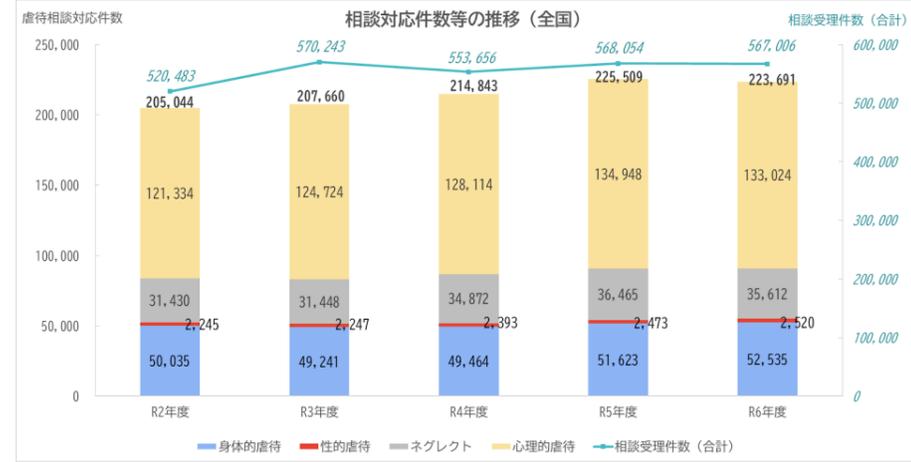
### (2) 計画期間 (想定)

令和9年度(2027年度)~令和11年度(2029年度)

## 2 児童相談所における相談対応件数等の推移

児童虐待防止に対する社会の意識や感度が高まり、相談受理件数及び児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にある。全国の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は、対前年度比0.8%の減少がみられるものの、依然として高止まりの状態となっている。

本市においても相談受理件数及び児童虐待相談対応件数は高止まりの状態が続いており、令和5年度において児童虐待相談対応件数は対前年度比で大きな増加となっている。令和6年度の児童虐待相談対応件数は前年度比で減少しているものの、直近5年間において高い水準で推移している。



※令和4年度以降は、当該年度中の取り扱い開始及び支援内容の変更分のみ計上しており、前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。

### 相談種別受理件数 (推移)

種別	養護相談	児童虐待相談(再掲)	保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談				その他の相談	合計	
				肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	小計	< 犯行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			小計
2年度	5,038	2,562	1	245	1	10	36	1,179	375	1,846	116	36	152	378	36	0	18	432	987	8,456
3年度	4,580	2,402	0	225	0	7	34	1,786	494	2,546	91	54	145	357	41	1	14	413	988	8,672
4年度	4,168	2,229	1	287	0	2	31	1,815	486	2,621	79	47	126	271	36	1	10	318	1,113	8,347
5年度	4,407	2,627	0	268	0	0	34	2,028	377	2,707	62	43	105	274	22	0	11	307	1,033	8,559
6年度	4,476	2,470	1	257	0	3	36	1,923	485	2,704	86	69	155	268	24	0	9	301	966	8,603

## 3 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組結果等

### (1) 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組結果

令和3年に策定した第3次札幌市児童相談体制強化プラン(当初計画期間:2020年度~2024年度)に基づく取組の主な結果は以下のとおり。

方向性	主な取組結果及び課題
方向性1 子どもの権利擁護	<p><b>(主な取組結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種普及啓発活動や出前講座等を継続実施</li> <li>「権利ノート」を入所施設やこどもの年齢等に応じた内容に改訂</li> <li>児童養護施設入所児童を対象に、令和6年度からアドボケイト制度として意見形成・表明支援事業を開始(児童養護施設・一時保護所を対象)</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見形成・表明支援事業について、アドボケイトの訪問対象施設等の拡大に向けた検討</li> <li>こども本人から、認知度・利用度・満足度を確認できる体制の整備</li> <li>「パーマネンシー保障」の観点による取組の推進</li> </ul>
方向性2 地域における相談支援体制の強化	<p><b>(主な取組結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区家庭児童相談室における人員体制の強化</li> <li>各区健康・子ども課に「こども家庭センター」の機能を位置付け</li> <li>母子保健相談員及び心理相談員を各区へ配置</li> <li>児童相談所家庭支援課(地域支援係)を設置し、区への助言を行う体制を構築</li> <li>児童相談所内研修への区職員の参加促進</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センター(区)について、令和8年度からのおよこ支援担当係長の全区配置後の運営状況を踏まえ、支援の質の向上に向けた検討</li> <li>児童相談所の区支援について、児童相談所と区の連携を強化し、組織として適切なりスクアセスメントにつなげるための効果的な支援方法を検討</li> <li>区への専門性のある職員の継続的な配置</li> </ul>

<p>方向性3 専門的相談支援体制の強化</p>	<p><b>(主な取組結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市東部児童相談所の開設による二所運営体制の実現</li> <li>北区及び東区を所管する北部担当部長の設置によるエリアマネジメント体制の構築</li> <li>児童福祉司及び児童心理司の国基準への増員、医師・保健師・弁護士等の専門職配置</li> <li>福祉コース育成方針及び職員育成ビジョンの策定、札幌市児童相談関係職員人材育成方針の改正による職種ごとの特性・業務内容に応じた育成方針の整理</li> <li>子育てデータ管理プラットフォームの運用による関係機関間の情報連携体制の構築</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市東部児童相談所開設後における二所体制による業務運営状況等を踏まえ、最適な職員体制や職員配置の在り方を検討</li> <li>各人材育成方針を踏まえ、より効果的な研修体系を構築</li> <li>二所体制移行による組織分割後における夜間・休日体制の在り方を検討</li> <li>区も含めた適切なリスクアセスメントの実施</li> <li>増加する一時保護の需要及び一時保護の長期化に対応するため、一時保護の在り方について検討</li> <li>デジタル技術の活用・業務改善の推進、関係機関との相互情報連携体制の確立に向けた検討</li> </ul>
<p>方向性4 個々の子どもの状況に応じた社会的養育体制の充実</p>	<p><b>(主な取組結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親支援センター及びフォスタリング機関の設置による里親委託・支援の推進</li> <li>施設小規模化・地域分散化及び施設機能の強化、一時保護専用施設の整備</li> <li>札幌市東部児童相談所の開設による一時保護所におけるユニット・個室の整備</li> <li>児童家庭支援センターの整備、指導委託の推進</li> <li>児童自立生活援助事業の実施、社会的養育自立支援拠点事業の開始（北海道と共同実施）</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭養育推進の観点などから、里親委託・支援の更なる推進</li> <li>里親支援センター及びフォスタリング機関の機能整理を含めた里親支援体制の検討</li> <li>札幌市児童相談所の一時保護所における生活環境の改善に向けた検討</li> <li>児童家庭支援センター等への指導委託の更なる推進</li> <li>社会的養育自立支援の更なる推進</li> </ul>
<p>方向性5 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化</p>	<p><b>(主な取組結果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止ハンドブックの活用による関係機関への理解促進</li> <li>関係機関との合同研修、合同ケースカンファレンス（事例検討会）の実施</li> <li>札幌市東部児童相談所開設後における所管区域内の大学との連携（実習の受け入れや一時保護所補助職員の採用など）</li> <li>DV相談員向け研修会参加によるDV支援に係る理解促進及び支援機関の連携強化</li> <li>10代後半から20代までの若年女性を主な対象に、SNS等を活用したアウトリーチ支援や安全・安心な一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業を開始</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市東部児童相談所の開設も踏まえ、支援を必要とするこどもに対し、切れ目のない支援を行うことのできるよう、それぞれの児童相談所において、地域における関係機関との連携体制をさらに深める</li> </ul>

(2) 児童相談体制に関する現状等

第3次札幌市児童相談体制強化プラン策定後における児童相談体制に関する現状等は別紙1のとおり。

4 次期札幌市児童相談体制強化プラン策定にあたり勘案すべき事項

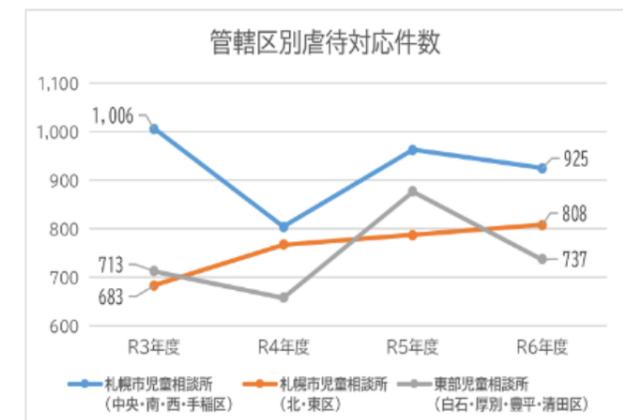
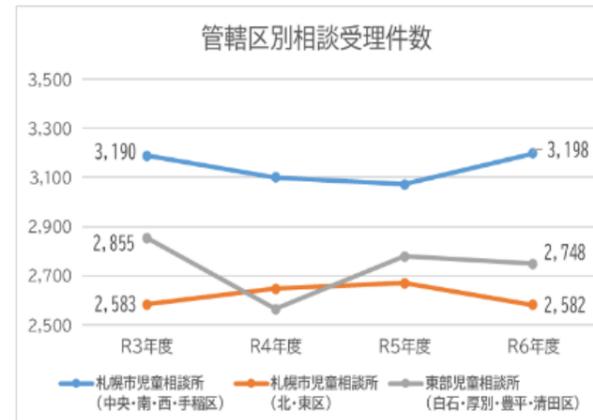
(1) 札幌市東部児童相談所の開設等を踏まえた組織運営体制の検討

令和7年4月に札幌市東部児童相談所を開設し、同年9月に白石区へ移転（施設開設）。また、札幌市児童相談所におけるエリアマネジメントの推進を目的に、同年4月から児童相談所長の職責の一部を分担する北部担当部長（北区及び東区を管轄）を設置している。

児童相談所の管轄区域に関する国の参酌基準によると、児童相談所の管轄区域内の人口は「基本としておおむね50万人以下」とすべきと規定されており、二所運営体制の開始及び北部担当部長設置後における効果や課題を検証し、今後の最適な組織運営体制の在り方を検討していく必要がある。

本市児童相談所が管轄する区及び人口（令和2年度国勢調査）

児童相談所	管轄区		人口（令和2年度国勢調査）	
	中央区・南区・西区・手稲区	北区・東区	1,298,824人	744,122人
札幌市児童相談所	中央区・南区・西区・手稲区	北区・東区	1,298,824人	744,122人
札幌市東部児童相談所	白石区・厚別区・豊平区・清田区		674,571人	554,702人



(2) 社会的養育の体制整備に求められる取組

令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえ、都道府県社会的養育推進計画（前期）の継続性を踏まえつつ、取組の進捗状況を測る統一的な評価のため、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組などの指標を設定することが示された「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日付こども家庭庁長官通知）が国から発出され、各都道府県等において都道府県社会的養育推進計画（後期）を策定。

同計画においては、国の策定要領に定められた項目を記載することとされており、これらの視点も踏まえて次期プランを検討していく必要がある。

5 次期札幌市児童相談体制強化プランにおける基本的方向性(案)

下記の方向性は現時点における検討案であるため、今後の検討・審議、東部児童相談所の開設効果検証、関連計画との関係によって変更となる可能性があります。

基本的方向性	取組内容・検討事項
<p>方向性1 こどもの権利擁護・社会的養育体制の充実</p>	<p>①こどもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アドボケイト制度の充実</li> <li>関係職員やこどもへの権利擁護に関する研修実施</li> <li>措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備</li> </ul> <p>②社会的養育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親等への委託・支援の推進</li> <li>社会的養育自立支援の推進</li> </ul> <p>③代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子再統合支援事業における各種支援の実施</li> <li>保護者支援プログラム等の民間委託体制の整備</li> <li>特別養子縁組等の推進</li> </ul>
<p>方向性2 地域における相談支援体制の強化及び関係機関との連携・支援体制の強化</p>	<p>①各区における相談支援体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区（こども家庭センター）における児童相談支援体制の強化</li> </ul> <p>②関係機関との連携・支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した支援体制の構築・強化</li> <li>児童家庭支援センター等への指導委託の推進</li> </ul>
<p>方向性3 専門的相談支援体制の強化</p>	<p>①専門職員の配置・キャリア形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司及び児童心理司の適切な配置</li> <li>児童福祉司SV及び児童心理司SVの計画的な育成</li> <li>こども家庭ソーシャルワーカーの育成</li> </ul>

	<p><b>②緊急時における介入体制の確立・適切なリスクアセスメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応に係る組織体制整備・警察等の関係機関との連携強化</li> <li>・アセスメントシートの活用や進行管理の徹底</li> </ul> <p><b>③人材育成・研修体系の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種人材育成方針に基づいた体系的な研修体制及び実践力強化に向けた研修体制の整備</li> <li>・こどもの権利擁護・パーマネンシー保障に関する研修体制の整備</li> </ul> <p><b>④DXの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所業務運営におけるデジタル技術の活用・業務改善の推進</li> <li>・関係機関との情報連携体制の確立</li> </ul>
<p><b>方向性4 組織運営体制の強化・ 一時保護体制の充実</b></p>	<p><b>①札幌市東部児童相談所開設後の体制等を踏まえた組織運営体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市東部児童相談所の開設による効果検証・課題の整理</li> <li>・エリアマネジメント体制・組織運営の在り方を検証</li> </ul> <p><b>②一時保護体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護委託の実施状況、一時保護の長期化に関する検証・課題の整理</li> <li>・一時保護体制の強化（一時保護所における生活環境の改善を含む）</li> </ul>

## 6 次期札幌市児童相談体制強化プラン策定スケジュール(案)

時 期	児童福祉部会（次期強化プランの検討）
令和8年 5月	○第1回児童福祉部会 ・札幌市東部児童相談所の開設及び北部担当部長の設置による効果・課題検証の報告 ・基本的方向性に基づく取組に関する検討事項の確認 ・策定スケジュール（全体像）の確認
6月～7月	○児童福祉部会 ※第1回児童福祉部会の検討状況に応じ、必要に応じて児童福祉部会の開催を検討する。
8月	○第2回児童福祉部会 ・プラン（素案）の検討
9月～10月	◎子ども・子育て会議 ・検討経緯及びプラン（素案）の報告
11月	○第3回児童福祉部会 ・プラン（案）の検討 （プラン（案）がまとまった段階で、子ども・子育て会議に報告）
令和9年 1月	◇パブリックコメント・キッズコメント
2月	○第4回児童福祉部会 ・プラン策定の検討
3月	◎子ども・子育て会議 ・プラン策定の報告 ◇プラン公表

※ 具体的なスケジュールについては、今後の進捗状況に応じて再検討を行う。